

募集

市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

対象者

- 次の条件を全て満たす人
- 現に住宅に困窮していることが明らかでない人
- 市内に住所または勤務場所を有する人
- 同居の親族または同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）
- ※一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。
- 市町村税などを滞納していない人
- 世帯の月額所得が基準の範囲内であること
- 申込者または同居親族が暴力団員でないこと

入居予定時期 11月中旬

必要書類

- 申込書および申立書など（建築住宅課、各支所にあります）
- 入居予定者全員の住民票
- 所得証明書および完納証明書（学生を除く15歳以上の人）

提出先

建築住宅課（郵送不可）
 申込書配布・受付期間
 10月1日（火）～15日（火）
 午前8時30分～午後5時
 ※土日、祝日を除く



団地名(所在)	棟号室	間取り(構造)	建設年度	使用料 (※入居する人の所得に応じて決定)	駐車場使用料	共益費
定住促進住宅 高瀬中央 (高瀬町比地中)	2-402	3DK 中層耐火5階建 水洗トイレ (4階)	平成10年度	14,000円～22,000円	1台につき 2,000円	3,000円
	2-502	3DK 中層耐火5階建 水洗トイレ (5階)		12,000円～20,000円		
前田団地 (高瀬町比地中)	A-205	3DK 中層耐火3階建 水洗トイレ (2階)	平成12年度	20,700円～40,600円	1台につき 2,000円	3,000円
西野団地 (詫間町詫間)	B-213	3DK 中層耐火4階建 水洗トイレ (2階)	平成8年度	21,700円～42,600円	1台につき 2,800円	3,400円
	A-304	3DK 中層耐火3階建 水洗トイレ (3階)	平成7年度	19,300円～37,900円		
	B-413	3DK 中層耐火4階建 水洗トイレ (4階)	平成8年度	21,700円～42,600円		

※定住促進住宅高瀬中央については、市外の人でも申し込み可能です。

お知らせ

水防対応用の土のう作成方法を統一しました

▶問い合わせ 危機管理課 73-3119



※土のう作成用スコップおよび袋は、各砂置き場にありませう。

町名	砂置き場
財田町	財田庁舎裏公用車駐車場
仁尾町	仁尾町体育センター南側
詫間町	詫間福祉センター階段横 ター駐車場（駐輪場横）
豊中町	豊中町農村環境改善センター駐車場（駐輪場横）
三野町	三野町社会福祉センター下駐車場
山本町	山本町保健センター北側車庫、河内農村婦人の家向かい側駐車場、神田定住促進センター駐車場
高瀬町	旧高瀬町公民館南側

各町の砂置き場

今年度から、各町ごとに異なっていた水防対応用の土のう作成方法を統一しています。町ごとに土のう用砂置き場を決めているので、必要な時に利用者が袋に砂を入れて土のうを作成し持ち帰ってください。

くらし

飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

犬や猫のむやみな繁殖の防止と殺処分数の減少を図るため、飼い犬または飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。

要件

- 次の①～⑤全てに該当していること
- 市内に住所を有し、かつ市内で犬または猫を飼っていること
- 県内の動物病院で平成31年4月以降に不妊・去勢手術を受けていること
- 犬の場合は、登録済みで補助金の申請をする日以前1年以内に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けていること
- 市税を滞納していないこと

※手術の終了した日の属する年度内の申請であること

※第一種動物取扱業者が営利目的で飼養している場合は対象外です。

補助金額

犬または猫1匹につき、3千円（当該年度において、1世帯につき、犬または猫のいずれか1匹まで）

手続きに必要なもの

- 領収書（不妊・去勢手術費であることを証明するもので、手術日の記載があるもの）
- 印鑑
- 申請する人の通帳
- 犬の場合、登録番号および狂犬病予防注射済票番号

※補助金交付申請書などの様式は、環境衛生課または各支所の窓口にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

くらし

金属ごみ・有害ごみを収集します

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

収集日 10月30日（水）
 ※午前8時までに収集してください。

収集場所
 自治会ごみステーション

収集品目と出し方

- 乾電池
- 蛍光灯・電球
- 水銀体温計・水銀温度計
- 使い捨てライター
- 金属ごみ（やかん、鍋、フライパン、傘の骨などの家庭用金属製品）

5つの品目ごとに分けて、キャリーに入れて出してください。

注意事項

- 50cm以上のものは、粗大ごみになります。
- 傘は、骨以外のビニールや布を取り除いてください。
- 事務所や商店、農業などの事業活動に伴うごみは回収できません。

※市役所・各支所の持込場所でも、毎月2回（第2・4日曜日の午前7時～9時）回収しています。

